

市民の皆様等へのお願い

4月17日に新潟県知事から県民の皆様へのお願いのメッセージが発出されました。感染症対策に係る権限と責任を有する新潟県知事から県民の皆様に対して外出自粛要請が出されたことを受け、三条市としても県と歩調を合わせ、市民の皆様とともにこの難局を乗り越えていきたいと考えております。

つきましては、5月6日までの間、御不便をお掛けしますが、4月6日の私からのお願い（裏面）に加え、次のことを新たにお願ひいたします。

○市民の皆様へ

- ・ 4月22日から5月6日までの間、市内小中学校及び義務教育学校を休校とします。
- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤など、生活の維持のために必要な場合等を除き、外出をしないでください。
- ・ 感染予防策を講じつつ、散歩など適度な運動をしてください。

市内の小中学校につきましても知事の要請を受け、22日から来月6日までの間、臨時休業とすることといたしました。長期間の休業により子どもの精神面や身体面、学習面に悪影響が及ぶのではないかと心配されていることと思いますが、三条市といたしましては、ICTを活用した遠隔授業の実施や教職員によるきめ細かな目配りなどによってそうした御不安を少しでも払拭することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

他方、外出の自粛が長期間にわたっている東京都などにおいては、御高齢の方を中心に運動不足によって様々な健康2次被害の発生が懸念されています。

健康を維持していくためには少しずつでも歩くことが大切です。こうした家にもりがちな状況だからこそ、1日の合計で8,000歩を目標に散歩などに取り組んでください。幸い三条市には、人が多くいない自然豊かな環境が数多く存在しています。例えば、そうした普段は行くことがないような場所に車などで赴き、2メートル程度の間隔を確保するなど、必要な感染予防対策を講じた上で、楽しみながら歩いてください。そしてその際にはぜひお子さんも連れて御家族と一緒に楽しんでください。

○市内事業者の皆様へのお願い

- ・今回の外出自粛要請を受けて更なる悪影響が想定される飲食店などの事業者の皆様におかれましては、市の支援制度の活用をお願いします。
- ・職場等における感染予防対策の徹底をお願いします。

以前から大きな影響を受けている市内の飲食等の事業者の皆様におかれましては、この度の自粛要請により一層厳しい状況となることが予想されます。

三条市といたしましては、こうした事業者の皆様を支えるため、国の雇用調整助成金に対する上乘せ補助や持続化給付金の受給までの間のつなぎ融資など市独自の支援策を実施しております。必ず次ページを御覧の上、お気軽に次の窓口にて御相談くださいますようお願いいたします。【三条市商工課 電話 0256-34-5610】

また、三条市において、特に「3つの密」が重なる可能性が高い場所は事業所の事務室などであることから、そうした職場におかれましては、手洗い・咳エチケットの励行、タオルや茶わんの共有をしないこと、ドアノブ・パソコン・受話器等の定期的な消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛のほか、換気励行、執務スペースの分散、従業員の間隔の確保など、感染防止のための取組を徹底していただきますようお願いいたします。

繰り返しになりますが、三条市といたしましても適宜適切な対策を講じていくことによって市民の皆様とともにこの難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、なにとぞ御理解と御協力をお願いいたします。

令和2年4月18日

三条市長 國定 勇人

(4月6日のお願い)

○市民の皆様へのお願い

- ・5月6日までの間、新潟県外には日帰りでも行かないでください。
- ・5月6日までの間、新潟県外から家族、知人等を来訪させないでください。
- ・やむにやまれぬ事情※1で特定警戒都道府県※2へ行って帰って来た人又は特定警戒都道府県から帰省した人は、2週間の自宅待機をしてください。

○新潟県外から三条市への来訪を予定している皆様へのお願い

- ・5月6日までの間、三条市への来訪はお控えください。
- ・やむにやまれぬ事情※1により特定警戒都道府県※2から当市へ来訪した場合には、2週間の自宅待機をしてください。

※1 就職、転勤、進学、出張帰り、里帰り出産、冠婚葬祭など

※2 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府

4月19日以降、時点修正する場合があります。
最新の情報は市のホームページに掲載しています。



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所の皆様へ ～三条市独自の支援制度(補助金、融資等について)～

1 持続化給付金つなぎ融資

国の持続化給付金の支給決定を受けた(又は受けようとする)事業者に対し、給付金の受給までの間、給付金相当額を上限としたつなぎ資金を三条信用金庫を通じて貸し付けます。

- (1) 対象者
国の持続化給付金の支給決定を受けた(又は受けようとする)事業者
- (2) 融資上限額
国の持続化給付金の支給上限額
※1 法人 200万円 個人事業者 100万円
※2 融資実行後に三条市による全額利子補給があります。

2 雇用調整助成金の上乗せ補助について

国の雇用調整助成金の支給決定を受けた(又は受けようとする)事業者に対し、国の助成対象とならない部分を上乗せ補助します。

- (1) 対象者
国の雇用調整助成金の支給決定を受けた(又は受けようとする)以下の事業者
ア 接客を伴う飲食業 … 全ての事業者
イ ア以外の事業者 … 従業員10人未満(1～9人)の事業者
- (2) 補助率
国の雇用調整助成金の支給対象となる休業手当等の9/10を除いた1/10について補助します。
※解雇等を行わない場合を条件とします。
- (3) 補助対象期間 令和2年4月1日から5月31日まで

3 家賃補助

国の持続化給付金の支給決定を受けた(又は受けようとする)事業者に対し、賃料の1/4を補助します(上限10万円)

- (1) 対象者
国の持続化給付金の支給決定を受けた(又は受けようとする)以下の事業者
ア 接客を伴う飲食業 … 全ての事業者
イ ア以外の事業者 … 従業員10人未満(1～9人)の事業者
- (2) 補助率 賃料の1/4 上限金額10万円
- (3) 補助対象期間 令和2年4月1日から5月31日まで

裏面に続きます

4 固定資産税相当額の補助

「3 家賃補助」の事業者が入居する店舗等の貸主のうち、当該店舗の賃料の1/4以上を免除する措置を講じた者の貸出物件、又は事業者が所有する物件の固定資産税相当額の一部を補助します。

(1) 対象者

- ア 「3 家賃補助」の事業者が入居する店舗等の賃料の1/4以上を免除する措置を講じた貸主
- イ 自身の所有する物件で接客を伴う飲食業を営む事業者
- ウ 自身の所有する物件でイ以外の事業を営む従業員10人未満(1~9人)の事業者

(2) 補助対象期間 令和2年4月1日から5月31日まで

5 上下水道料金相当額の補助

「3 家賃補助」の事業者及び自身の所有する物件で事業を営む事業者に対し、事業を営んでいる物件の上下水道料金相当額を補助します。

(1) 対象者

- ア 接客を伴う飲食業 … 全ての事業者
- イ ア以外の事業者 … 従業員10人未満(1~9人)の事業者

(2) 補助対象期間 令和2年4月1日から5月31日まで

申請、申込方法や必要書類などについては4/20(月)以降順次お知らせいたします。

まずは、以下にお問い合わせください。

※市のホームページも随時更新いたします。

下記URLもしくはQRコードからアクセスしてください。

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/keizaibu/shokoka/12212.html>

問合せ先 三条市役所 商工課

電話:0256-34-5610

(または34-5609、34-5611まで)

ファクス:0256-36-5111

メール:shokoka@city.sanjo.niigata.jp

支援内容に関するページ

